

ルーマニア進出法務事例集

2019年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ブカレスト事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ブカレスト事務所が現地法律事務所（Dentons 法律事務所）に作成委託し、2018年7月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Dentons 法律事務所は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Dentons 法律事務所が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ブカレスト事務所
E-mail：RUB@jetro.go.jp

JETRO

目次

事例研究 No. 1 : ルーマニアへの進出形態—有限会社、支店、駐在員事務所の相違点と 企業形態を選ぶ際のポイント	1
事例研究 No. 2 : 定款に定める会社の事業範囲について	3
事例研究 No. 3 : 有限会社の会社代表権の設定について	4
事例研究 No. 4 : 支店および駐在員事務所の代表権限について.....	6
事例研究 No. 5 : 有限責任会社の取締役会役員の法的責任について.....	8
事例研究 No.6 : 破産手続きに際し、役員に求められるアクションおよびタイミングに ついて	10
事例研究 No. 7 : 清算の決定について —有限会社がルーマニアから事業撤退する場合、 どのように清算を決定できるのか.....	12
事例研究 No. 8 : 清算人の任命について.....	14
事例研究 No. 9 : ルーマニアでの事業閉鎖と撤退（清算手続き）にかかる期間について.....	15
事例研究 No. 10 : 工場用地を購入する場合の環境デューデリジェンスの重要性について.....	17
事例研究 No. 11 : ルーマニア企業を買収する際の法務デューデリジェンスの重要性に ついて	20

事例研究 No. 1

ルーマニアへの進出形態

(有限会社、支店、駐在員事務所の相違点と企業形態を選ぶ際のポイント)

事案:

ある外国投資家はルーマニアの企業を通してビジネスを行っており、第三者と契約上の義務の履行に関してトラブルになった。両当事者は円満に和解に至ることができず、第三者はこの外国投資家に対して訴訟を起そうとしている。

外国投資家が追う責任範囲は、企業形態によってどのように異なるか。

根拠条文:

- ルーマニア会社法（法令 1990 年 31 号法改正済み）
- 会社登記法（法令 1990 年 26 号法改正済み）
- 会社登記簿の保管、登録遂行および情報開示についての方法論上規範（2008 年 2594 号法務省指令により承認）
- 外国企業の駐在員事務所のルーマニアにおける役割と権限に関する法令 1990 年 122 号法令

法的背景:

日本企業を含めた外国投資家がルーマニアにおいて法主体を設立する場合、以下の四つの形態のいずれかを選択するのが一般的である。

- 有限責任会社（ルーマニア語： *Societate cu Răspundere Limitată* / S.R.L.）
- 株式会社（ルーマニア語： *Societate pe Acțiuni* / S.A.）
- 支店（ルーマニア語： *Sucursală*）
- 駐在員事務所（ルーマニア語： *Reprezentanță*）

上記のうち、有限責任会社と株式会社が広く商業的に普及している会社形態であり、その他の形態は今日のビジネス環境には適さず、ほとんど使われることはない。

一般的に、有限責任会社は管理要件が簡素であり、株式会社を含めた他の会社形態に比べて柔軟性が高く、資本金要件も低くなっている点がポイントとなっている。

主な相違点：

有限責任会社と支店／駐在員事務所の主な相違点は、支店や駐在員事務所は外国法人の一部であるため独立した法人格を持たず、適切な権利と義務を有する独立した組織ではない。そのため、支店や駐在員事務所による契約上の義務は、その親会社の義務とみなされる。それに対して有限責任会社は個別に法人格を有する独立した組織である。

支店と駐在員事務所の違いは、駐在員事務所はマーケティングや代理店業務のみを行うことが許されるのに対し、支店は親会社の事業範囲内ですべてのビジネスを行うことが可能となっている。支店とは対照的に、駐在員事務所では一切のビジネス活動を行うことが認められていない。

会社に対する潜在的なリスク：

有限責任会社と支店／駐在員事務所の法的地位の違いは外国投資家の責任の範囲に関して重大な違いをもたらす。簡潔に言えば、有限責任会社のオーナーは支社／子会社として設立された有限責任会社の資本金に出資した金額（金銭もしくは現物）の範囲で有限責任会社の債務に対して責任を負うため、その責任は厳格に制限されている。対照的に、ルーマニアに設けられた支店や駐在員事務所の債務に対し、外国投資家は無制限で責任を負う。そのため、外国投資家は債務債権を含むすべての所有財産に対して責任を負う。

そのため、上述の事案においては、外国投資家がルーマニアにおいて、支店や駐在員事務所を通して活動している場合、投資家は支店／駐在員事務所の債務およびその他の責務について責任を負い、第三者からの法的な措置は親会社に対して直接とられる。一方で、外国投資家がルーマニアにおいて有限責任会社を通して活動している場合、（親会社への保証を求める等の特段の契約が存在しない限り）親会社は子会社であるルーマニアの有限責任会社のいかなる債務についても責任を負わず、また、第三者からの法的な措置もルーマニアの有限責任会社に対して直接行われる。

このような状況を回避する方法：

ルーマニア企業の債務に関して外国投資家の責任を制限しリスクを軽減するためには、支店や駐在員事務所の形態よりも有限責任会社として設立することが推奨される。

事例研究 No. 2

定款に定める会社の事業範囲について

事案:

ある日本の会社が、ルーマニアで有限責任会社の設立を検討している。会社設立手続きの一つのステップとして、日本の親会社は、ルーマニア子会社の会社定款を準備する必要があった。親会社は、ルーマニアの子会社を親会社の事業範囲と同じものに設定しようとし、そのため、日本の会社は自社の会社定款に記載されている事業範囲をルーマニア語に翻訳して、それをルーマニア社の定款の中に事業範囲として含めることで、日本会社の事業範囲をルーマニア社の事業範囲としても反映させようとした。

親会社が新しく設立するルーマニア社の定款を準備し、定款を含めた正式な会社の設立証書作成のため公証人のもとを訪れたところ、定款に記載の会社の事業内容がルーマニア法で要求されるかたちを満たしていないため、修正する必要があるとの指摘を受けた。

根拠条文:

- ルーマニア会社法（法令 1990 年 31 号法改正済み） 第 7 条
- 会社登記簿の保管、登録遂行および情報開示についての方法論上規範（2008 年 2594 号法務省指令により承認） 第 5 条

法的背景:

ルーマニア法では、会社の事業範囲を包括的なかたちで定めること（例えば「すべての法的業務を行う」など）は認められておらず、会社定款にルーマニア経済活動分類（通称「CAEN」）に含まれる事業コードを記載の上、事業範囲の詳細を定めなければならない。CAEN の事業コードは番号となっており、その番号ごとに事業内容の詳細が定められている。会社設立時にその事業範囲を設定する際、定款には CAEN の事業分類に基づいた事業内容の詳細をそのまま引用して記載する必要があり、勝手にその内容を修正したり変更することは認められない。会社の事業内容が CAEN どおりに記載されていない場合、商業登記所は会社設立申請を拒否することとなる。

会社に対する潜在的なリスク:

有限責任会社の事業活動範囲は、その会社の定款に詳細に記載されなければならない。

加えて、有限責任会社は、会社登記簿にも、自社の事業活動範囲を公開する義務がある。このため、会社は定款において、会社の主な事業活動と二番目の事業活動も同様に記載する必要がある。

このような状況を回避する方法:

親会社はルーマニアの会社で行いたい事業を定めた後に、CAEN への照らし合わせを前もって行う必要がある。あわせて、それらの事業を行う際にルーマニアにおいてその他の許認可の取得が必要となるかどうかについても、予め確認する必要がある。

事例研究 No. 3

有限会社の会社代表権の設定について

事案:

ある日本の会社が、ルーマニアに子会社として有限責任会社を設立する予定であるが、この日本の会社の役員の中にルーマニアに住んでいる者はおらず、また、この子会社を統括するためにルーマニアに駐在する予定もない。その場合、有限責任会社の署名権はどのように規定されるべきか。

根拠条文:

- ルーマニア会社法（法令 1990 年 31 号法改正済み） 第 71 条、第 75 条および第 76 条
- ルーマニア民法（法令 2009 年 287 号法）

法的背景:

- 有限責任会社は、定款もしくは株主総会によって任命された取締役と株主によって管理される。取締役は自然人でも法人でも認められ、ルーマニア人でも外国人であることも問題がない。
- 会社法の定めにより、有限責任会社の管理は、株主により任命された 1 人もしくは複数の取締役によって保証される。実務では、事業の複雑さにより、取締役は役付きではないが管理権限を持つ従業員であるマネージャー（部長）から、助力を受ける。署名権限は委任状を発行することによって、取締役から現地のマネージャー（部長）や、弁護士・会計士などの第三者に対して授与することができる。
- 取締役が自身の権限を第三者に対して委任する権利を持つことは、会社の定款に明記されている必要がある。
- あるいは、取締役はルーマニア国外で必要な書類に対して署名することも可能である。

会社に対する潜在的なリスク:

- 原則として、第三者に対して発行される委任状は私的署名によって授権が可能である。しかしながら、対応する事案によっては公証人による認証や真正の証明等が必要とされるケースがある。例えば、不動産取引にかかわる場合、委任状は公証人による認証を受ける必要があり、署名がルーマニア国外で行われる場合、アポスティューユや公印確認が必要となる。
- ルーマニア法下では、株主総会の召集や年次財務諸表への署名、会社の年次報告書の作成といったいくつかの取締役の義務については委任することが認められないため、取締役が取締役としての業務を包括的に第三者へ委任するような委任状は発行することができない。
- 原則として、第三者へ権限を付与する場合、その詳細を規定し時間的制限を設けることが推奨される（例えば、特定の契約書の署名や、特定の許認可を取得するために当局に対して会社を代表する、など）。その他の事項については、取締役により署名されるものとする。また、より一般

的な権限を授与する場合、署名可能な上限（つまり、一定金額内の契約書のみ署名を可能とする）を設けることも可能である。

- また、ルーマニア法下では、一般的な委任状は通常管理文書や証書のみのために授権可能であり、販売や購入、スワップ取引や抵当等のオペレーションにかかわる行為に関しては特別な委任状が必要となる。

このような状況を回避する方法:

取締役が自身の署名権限を第三者へ授与するために委任状を発行する際には、各委任状ごとに、ルーマニア法が要求する特別な要件（内容や形式など）について確認する必要がある。

事例研究 No. 4

支店および駐在員事務所の代表権限について

事案:

ある日本の会社は、ルーマニアに支店／駐在員事務所を設立した。親会社の取締役会役員全員に、ルーマニア支店／駐在員事務所の活動を含め、親会社を代表する権限が与えられていた。

社会保障費申請もしくは税金の還付に関する計算について、意図せずに間違いがあった結果、税務局または社会保障局（通称「ANAF」）は当該間違いについて、親会社の代表が税務局、または社会保障局へ出頭し間違いに関する説明をするように要求した。

根拠条文:

- 会社登記法（法令 1990 年 26 号法改正済み） 第 21(b)条および第 24 条
- 会社登記簿の保管、登録遂行および情報開示についての方法論上規範（2008 年 2594 号法務省指令により承認） 第 106 条
- 外国企業の駐在員事務所のルーマニアにおける役割と権限に関する法令 1990 年 122 号法令

法的背景:

- 日本の会社がルーマニアにおいて支店もしくは駐在員事務所を通して活動する場合、親会社から付与された委任状によって任命された者が、支店もしくは駐在員事務所の代表となる。権限を与えられた代表者は、その者が本当に親会社に代わり支店／駐在員事務所を代表する権限を与えられていることを証明するために、管轄の当局へ登録されなければならない（支店の場合は商業登記所、駐在員事務所の場合は経済省商業ビジネス環境局）。
- 外国企業の支店もしくは駐在員事務所の代表として権限を与えられた者は、公証役場で公証人による認証を受けたサイン見本と宣誓書を作成し、該当する当局へ提出しなければならない。
- 加えて、外国企業の支店もしくは駐在員事務所の代表として任命された者は、第三者に対して、支店もしくは駐在員事務所を代表するための特別な委任状を与えることができる。

会社に対する潜在的なリスク:

- 支店や駐在員事務所を通して外国企業がルーマニアでビジネスをする場合、代表権限を与えられた者による署名が直ちに必要な法的アクションを要求されることがしばしばある。このような署名は特に、税金の申告への署名や社会保障費の申告への署名、ほかの社会保障局へ提出される書類等に必要となる。ルーマニア当局へ提出が必要な書類の期日に遅れた場合、外国企業に対して罰金が科される可能性がある。
- また、社会保障局は提出された税務や社会保障に関する書類に対する説明を求めるため、外国企業の支店や駐在員事務所を代表する権限を持つ本人の出頭を要求することがある。

このような状況を回避する方法:

- 上記事案において、日本の親会社の取締役がルーマニアの税務局または社会保障局へ出頭するような事態を避け、ルーマニア当局による出頭の要請が、明白に権限を与えられた代表者宛てとなるように、日本の会社は会社決議をベースに、親会社に代わり支店もしくは駐在員事務所を代表するルーマニア在住者を任命する必要がある。
- 代表権を与えられた者は管轄当局に登録されなければならない（支店の場合は商業登記所、駐在員事務所の場合は経済省経済省商業ビジネス環境局）
- 代表権が与えられた者の登録のタイミングについても考慮する必要がある（支店の場合、登録完了までに申請完了からおおよそ 3 営業日、駐在員事務所の場合、申請完了からおおよそ 30 日要する。）

事例研究 No. 5

有限責任会社の取締役会役員の法的責任について

事案:

- ルーマニア有限責任会社の単一株主は、有限責任会社の増資を検討し、自らが保持するほかの有限責任会社 A 社の株式をこの有限責任会社へ与えたいと考えている。有限責任会社の資本金の総額面価格は 100 万レイに増資された。会社書類（資本金増資に関する決議書と株式の予約宣言書）において、現物出資額と資本金の増資分の額が同じ（100 万レイ）に定められていた。
- 上記の A 社は破産を宣言し、非常に厳しい財政状況であるため A 社の株には実質上の価値がなかった。
- 有限責任会社の取締役会役員はすべて単一株主の友人であり、同時に A 社の取締役会役員も務めていた。つまり、すべての関係者が A 社の財政状況と A 社の株に実質的な価値がないことを知っていた。
- 単一株主は、有限責任会社の取締役会役員に対して、増資と現物出資について裁判所へ登記する手続きを進めるように要求した。

根拠条文:

- ルーマニア会社法（法令 1990 年 31 号法改正済み） 第 73 条

法的背景:

- 取締役は会社法の規定により、以下について、（単独ではなく）共同してその責任を負う。
 - ① 会社資本への株主の出資の真実性、② 配当の実際の存在、③ 会社の会計記録の適切な管理、④ 株主総会決議の履行、⑤ 契約上および法的義務の遵守（本項は非常に汎用性がある。）
- 新たに任命された取締役は、自身の前任者の不履行に気付いたにもかかわらず、それを会社の財務監査人および内部監査人へ警告し損なった場合には、前任者と共同でその責任を負う。
- また、会社法は取締役を解任しその責任を問う場合の理由についても規定しており、具体的には取締役が競業会社や自身が管理する会社と類似のビジネスを遂行する会社でも、取締役の義務を行使する場合はこれに該当する。

会社に対する潜在的なリスク :

- 上述の事例では、有限責任会社の資本金を 100 万レイに増資するために使われた A 社の株式が、実際にはその価値を持たない点に問題がある。会社の取締役会役員は同時に A 社の役員も務めており、彼らは A 社の株式の実質的な価値を認識していたはずであり、会社への現物出資額が実際の価値よりも過大評価された額であることを認識していたと考えられる。

このような状況を回避する方法:

- 上記事案では、会社に対する責任のリスクを避けるために、取締役会役員は A 社の株式による現物出資のかたちで行われた増資の登記申請書への署名と、ルーマニア商業登記所への提出を拒否すべきである。
- 一般的に取締役会役員は責任のリスクを軽減するために、自らの能力の範囲外の事項や取引について、専門家による助言（法律や財務に関するアドバイス）を受けるべきである。
- 上記にかかわらず、ルーマニアの会社の取締役会役員は民事責任に対する保険を受けることが可能（会社に対する民事責任を含め）。実務上、このような役員保険は一般的であり、通常、その費用は会社によって支払われる。
- 取締役会役員の保険契約（保険ポリシー）は通常、取締役が自らの権限の中で行った決定や行為によって引き起こされた請求から役員を保護する。また、保険ポリシーは取締役会の個人責任（費用を含め）についてもカバーはするが、保険は役員が持つ根本的な義務そのものを免除するものではない。
- 基本的に、保険ポリシーは刑事上や税務上の責任、不法行為責任に対しての補償を提供していない。しかしながら、保険のプロバイダーや商品によっても、保険ポリシーの厳密な補償範囲は異なるため、個別に確認が必要となる。

事例研究 No.6

破産手続きに際し、役員に求められるアクションおよびタイミングについて

事案:

- ある会社の自社の債権者に対する支払いは、3 カ月以上遅れ滞っている。
- 過去 2 年連続で作成された会社のバランスシート（貸借対照表）は、会社の債務（関連会社に対する債務および債務の引当金を除く）が会社資産額を上回ることを示している。
- 会社のバランスシート上に示される損失は、会社資本金の半分と資本準備金とその他の自己資本の合計額を上回っている。

根拠条文:

- ルーマニア会社法（法令 1990 年 31 号法改正済み） 第 153 の 24 条
- 破産手続きに関する法（法令 2014 年 85 号改正済み） 第 5 条 29 項、第 65 条、第 66 条および第 169 条
- ルーマニア刑法（法令 2009 年 286 号改正済み） 第 240 条

法的背景:

- ルーマニア法下では、破産手続きについて、会社はその代表者を通じて適切な管轄裁判所へ、会社が破産してから 30 日以内に、申し立てを提出する必要がある。破産手続きは、単独または複数の債権者や法律に基づき破産申し立ての権利を持つ法人や自然人からの要求によっても行われる。
- 会社は以下の場合に破産状態にあるとみなされる。①支払期日を 60 日過ぎてもその債務を会社が支払うことができない場合、もしくは、②会社が支払期日に使用可能な資金源により支払いができない場合。
- 会社法は、①会社の純資産価格（総資産から全債務を差し引くかたちで計算される）が会社資本金の半分以下に減少した場合、ならびに、②その点が会社の承認された財務諸表に反映されている場合、会社を解散すべきか否かの決定を行うため、取締役は直ちに株主を招集する必要があることを定めている。
- 会社解散が決定されない場合、会社資本は増資もしくは減資される必要がある（最低資本金額を遵守する範囲内）。
- このような投資の期日は、財務諸表でそのような状況が確認された会計年度末までとなる。
- 会社解散、増資、減資等のいかなる株主総会決議も存在しない場合、会社と利害関係がある者が会社の解散を要求できる。

会社に対する潜在的なリスク:

- 取締役会役員が法で定める期日内に破産申請の義務を履行しない場合、取締役会役員は、
 - (i) 単独または共同で、会社の債権者に対して、申し立てを行わなかったことにより、会社債権者が被った損害に対する責任を負う可能性がある（取締役が破産申請の不履行が自身の過失ではないと証明しない限り）。
 - (ii) 刑事上の責任を負い、最大で禁固 1 年もしくは罰金が科される可能性がある。

このような状況を回避する方法:

- 取締役会役員は、会社の債務が、その金額にかかわらず期限内に支払われていることを確実にすべきである。
- 会社の純資産価格（総資産から全債務を差し引くかたちで計算される）が、会社資本金額の半分以下に減少しており、それが会社によって承認された年次財務諸表に反映されている場合、取締役会役員は、会社解散か否かを決定するために株主を直ちに招集しなければならない。このような場合の解決方法の一つとして、会社資本の増資を通じた資本増強が可能である。
- 取締役会の各役員は、会社の状態と業務、財務実績を良く認識し、十分な背景情報をもって徹底的に検討し理解しなければならない。取締役会役員が、その管理をほかに委任している場合、役員はその委任を受けた人物の行動について認識し理解しなければならない。

事例研究 No. 7

清算の決定について

(有限会社がルーマニアから事業撤退する場合、どのように清算を決定できるのか)

事案:

ある日本の会社は、有限責任会社としてルーマニアにおいて事業を運営しており、そのビジネスは好調であった。しかしながら、グループ全体の事業構造の変更に伴い、日本の親会社はルーマニア市場からの撤退と当該会社の清算を決定した。

このような場合、どのようにルーマニア会社の事業閉鎖を決定することができるか。

根拠条文

- ルーマニア会社法（法令 1990 年 31 号法改正済み） 第 227 条から第 237 の 1 条、および第 252 条から 263 条
- 会社登記簿の保管、登録遂行および情報開示についての方法論上規範（2008 年 2594 号法務省指令により承認） 第 151 条から第 156 条

法的背景:

- ルーマニアでの有限責任会社の解散、清算、抹消手続きは、会社の財務状況が明白であり、会社の会計士から完全に適切なタイミングでの助力が受けられる場合、比較的容易に行うことができる。
- 税務局を含む関連各局から会社解散を認定されるためには、特定の会社関連および税務申請書類を作成する必要があり、すべての未払いの財政上の義務（商業的、労務的、税務的な義務等制限なくすべて）を支払う必要がある。
- 日本の親会社は、本事案の場合、当該会社の資産の分配と債務の支払いについて、それが適している場合に、（認定清算人の任命なしに）「自主的な」清算を行うことができる。（認定清算人の任命なしの）自主的な清算は、清算対象となる有限会社の財産に、会計評価の遂行に大きな影響を与える契約や資産を持たない場合に行うことができる。実務上は、大部分の会社がすべての財務上と税務上の問題をサポートするために任命された清算人により清算手続きを行う。
- 財政上の明確化を含むより複雑な清算手続きを行う必要がある場合、認定清算人は特定の手続き、特に財務当局が関連する手続きを短縮／簡略化することができる。
- 当該会社がルーマニアの国庫に対して債務を持っていないことを証明する財政証明書は、管轄の商業登記所に提出が必要な書類の一つとなっている。ほかに準備し商業登記所へ提出する必要がある書類には、会社の解散と清算を決定する親会社での決議書が含まれる。

会社に対する潜在的なリスク：

- ルーマニア法によれば、有限責任会社の債権者はルーマニア官報に親会社の会社解散を承認する決議が公示された日から 30 暦日の間に、債権者が親会社の決議により自身の権利が不利益を被ると考えられる場合、親会社による会社解散と清算の決定に対して異議を唱えたり申し立てを行うことが可能となっている。
- 有限責任会社の抹消を実施するためには、当該会社がルーマニア国庫に対する未払いの債務がないことを確認するために、税務局から発行された最新の財務証明書を商業登記所へ提出しなければならない。
- 財務証明書を申請する際に、当該会社のルーマニア国庫への債務の支払い状況が不明である場合、税務局は当該会社の財務管理を行う決定をする可能性がある。実務上、税務局はこのような財務管理を行うタイミング等を含めて大きな裁量を持つため、もし可能である場合、手続きを開始する前に会社の税務局に対する債務状況を把握することを推奨する。
- 労務問題に関しては、ルーマニア法下では原則として、有限責任会社の解散により、商業登記所が会社解散を確認した日に、法律の効果によりすべての雇用契約が自動的に解除されることとなる。本法律効果のマイナス点は、このような自動的な契約解除のメカニズムは解散手続きの最終段階（抹消が反映される時点）ですべての雇用契約が一斉に解除されることを意味しており、会社はその時点までの従業員の給与を支払う必要があり、会社運営上の必要性に応じて従業員の解雇の日を個別に設定することはできない。
- 会社が従業員の解雇日を異なる日に設定し、雇用契約の解除を希望する場合、会社と従業員の和解による解雇シナリオに従う必要がある。
- また、会社にとって、異なる解雇日が重要であり、従業員がそれに協力的でない場合、余剰解雇のシナリオについても検討可能である（従業員は自身の職位の抹消、いわゆる、ポジション・クローズにより解雇される）。しかしながら、その場合、個別・集団解雇手続きに関連する多数の手続きに従う必要があるというマイナス点がある。

このような状況を回避する方法：

会社の解散／清算手続きの開始前に、会社が持つすべての契約関係を解除、もしくは履行完了する必要があり、また、すべての財務的な義務や税金が支払われている必要がある。

事例研究 No. 8

清算人の任命について (清算手続きの際に誰が清算人となるのか)

事案:

ルーマニアのとある有限責任会社は清算することを決定し、清算人を任命しなければならない。当該会社の親会社はルーマニア法上それが可能である場合、日本に住む日本人の取締役を清算人に任命しようとしている。

根拠条文:

- ルーマニア会社法（法令 1990 年 31 号法改正済み） 第 227 条から第 237 の 1 条、および第 252 条から 263 条
- 会社登記簿の保管、登録遂行および情報開示についての方法論上規範（2008 年 2594 号法務省指令により承認） 第 151 条から第 156 条

法的背景:

- ルーマニア法では、清算手続きは、①認定清算人、もしくは②親会社によって行うことができる。
- 認定清算人が任命された場合、会社は新たな業務に従事することはできず、すべての取締役の義務は任命された清算人に引き継がれる。

会社に対する潜在的なリスク:

上記事案の場合、ルーマニア法下で認められた認定清算人として資格要件を満たさない限り、当該日本人の取締役は清算人として任命されることはできない。

このような状況を回避する方法:

- 会社は、ルーマニアの法律により清算活動を行うことが認められた、資格を持つ認定清算人としてのサービスを提供する者に依頼する必要がある。
- あるいは、会社は（認定清算人を任命することなく）いわゆる「自主的」な清算手続きを選択することも可能である。その場合、会社解散に関する手続きに対処するために会社と親会社を代表して行動する代理人を任命する必要がある。
- 認定清算人の任命なしで行う自主的な清算は、会社がその継承財産に会計評価の遂行に関連する重大な契約や資産を有していない場合に、会社とその親会社の代理人によって行うことが可能である。
- しかしながら実情では、ほとんどの会社が、すべての財務的・税務的問題をサポートするために任命された認定清算人によって会社清算手続きを行っている。

事例研究 No. 9

ルーマニアでの事業閉鎖と撤退（清算手続き）にかかる期間について

事案:

日本の親会社はルーマニアにある有限株式会社の財政難を理由に当該子会社の閉鎖を決定した。子会社の清算手続きは法的専門家による助力を受けて進められているが、6カ月経過後も継続しており、親会社は子会社の清算手続きが未だに完了していないことに不満を持っている。

根拠条文:

- ルーマニア会社法（法令 1990 年 31 号法改正済み） 第 227 条から第 237 の 1 条、および第 252 条から 263 条
- 会社登記簿の保管、登録遂行および情報開示についての方法論上規範（2008 年 2594 号法務省指令により承認） 第 151 条から第 156 条

法的背景:

- 税務局を含む関連各局から会社解散を認定されるためには、特定の会社関連および税務申請書類を作成する必要があり、すべての未払いの財政上の義務（商業的、労務的、税務的な義務等制限なくすべて）を支払う必要がある。
- 認定清算人を任命しない自主的な会社解散である場合、最初のステップとして、商業登記所に提出され債権者からの 30 暦日の異議申立期間の対象の基礎となる会社関連書類を作成する必要がある。このような書類にはさまざまな形式のものを含み、その一つに以下の内容を含んだ親会社の決議書がある。
 - ①当該会社の自主的な清算による会社解散、
 - ②当該会社が当事者となっているすべての契約書の解除、
 - ③未払いのすべての債務の支払い、および、残った資産／資金の分配、
 - ④会社解散と清算手続きに関連するすべての書類を会社に代わり実行し、本件対応に必要なすべての手続きやその他の必要な措置を行うための代表者の任命。
- 次のステップとして、商業登記所からの当該会社の抹消手続きがある。30 暦日の債権者からの異議申立期間満了時に、当該有限責任会社に代わり、会社登録を抹消するための特別な申請書を提出する必要がある。このような申請書には、会社財産／資産の親会社への分配を明記し、清算貸借対照表やほかの書類を承認する親会社の第二の決議書や、税務署からの財政証明書（発行にはすべて財務上の支払いが完了していることを条件とする）等を添えて提出する必要がある。清算貸借対照表や適用される財務証明書などのすべての財務関連書類は、会社の会計士により作成され、それぞれ取得される必要がある。

会社に対する潜在的なリスク:

- ルーマニア法に基づき、有限責任会社の債権者はルーマニア官報に親会社の会社解散を承認する決議が公示された日から 30 暦日の間に、債権者が親会社の決議により自身の権利が不利益を被ると考えられる場合、会社解散と清算の親会社の決定に対して異議を唱えたり申し立てを行うことが可能となっている。

このような状況を回避する方法:

- 会社清算を開始する前に、当該有限責任会社のすべての債務の履行が完了されていなければならない。もし、決議書が発行された際に会社が持つ債務に対する権利を持つ債権者がいる場合、そのような債権者と債務の履行について正式に（書面で）合意し、親会社の決議書に明記することを法律は要求している。
- 清算する有限責任会社は債務を持たず、財務当局に対する報告義務の未提出もなく、すべての定期的な財務諸表が提出されていなければならない。もし、未払いの債務や報告義務の未提出がある場合、会社清算手続きに遅れが生じたり支障をきたす可能性があるため、そのような事態を防ぐために、当該会社は親会社の決議書が発行される前に、そのような義務をすべてクリアにする必要がある。
- 清算手続きが不要に長引くことを避けるため、有限責任会社は可能な限り早く、未収金を回収することが望ましい。会社が持つ債権の支払期日が、商業登記所が最初の株主総会決議の登録を承認するために必要な期間（平均して、2 カ月程度）を越えている場合、手続き自体は会社を清算し解散する準備ができているにもかかわらず、会社がまだ債権を未回収状態にあるため、実際の清算手続きができない場合がある。こうした状況により、清算手続きを完了できず長引いてしまう可能性がある。

事例研究 No. 10

工場用地を購入する場合の環境デューデリジェンスの重要性について

事案:

ある会社は、工場の建設・運営のためにルーマニアで土地を購入しようと計画している。購入予定の土地は、以前、産業用地として使用されており、当該土地の土壌と地下水は汚染されている可能性がある。

土地購入前に汚染検査は実施されておらず、汚染に対する潜在的責任から会社を保護するための特記条項も契約書類には含まれていなかった。

土地購入後の建設段階になって、土壌の中に奇妙な物質が含まれていることを発見した。会社は当局から土壌検査を行うよう要求され、この検査により土壌汚染が発覚した。入手可能な情報に基づきこの汚染は過去のものであることがわかった。従って、会社はこの汚染された土壌を浄化する義務を負う。

また、会社は、工場を建設し操業するため必要となる適切な環境許可を、早い段階で取得できておらず、それら環境許可の取得のため、工場建設とその後の操業スケジュールに大幅な遅れが出てしまった。

根拠条文:

- 環境責任に関する緊急政令 2007 年 68 号
- 環境保護に関する緊急政令 2005 年 195 号 第 95 条 1 項、第 96 条 3 項および 14 項、
- 環境影響評価に関する政府決定 2009 年 445 号
- 水に関する法 1996 年 107 号法

法的背景:

- 本事案の過去の土壌の表面汚染は 2007 年 4 月 30 日より前に汚染されたものか、もしくはこの日付以前に終了された事業活動の結果によるものであった。しかしながら、ルーマニアの法律が「過去の汚染」の条件を上記のように一義的に定義しているわけではない点に留意が必要である。
- 過去の汚染に関する環境責任は、客観的要件により判断される。つまり、現在の土地所有者が汚染に関与しているか否かにかかわらず、土地を所有・使用している者がこれを担う。土地の所有者（土地の所有形態にかかわらず）と、その土地への法的権利を持たない場合も含めて、その土地で活動する法人もしくは自然人は、環境に対して引き起こされた侵害とそれを浄化し、環境を元の状態に戻すための費用を負担することが義務付けられており、これに反する法人に対しては 5 万レイ（1 万 1,000 ユーロ）から 10 万レイ（2 万 2,000 ユーロ）の罰金が科される可能性がある。もし、現在の所有者もしくは占有者が、当該汚染がほかの者（自然人や法人）によって引き起こされたことを示せる場合、汚染を引き起こした者に対して、浄化費用を回収するための訴訟を起こすことが可能となるが、汚染を引き起こした者を特定できない場合や、汚染を引き起こした者が既に存在しない場合に問題となる。

- 2007年4月30日以降に起きた環境侵害責任については、別の規則が存在する点に留意する必要がある。この規制の運用に関する条件は明確ではないが、これらの規則の中で特筆すべきは「法人格の否認」がある点である。
- 建設許可を取得するための前提条件として、環境当局は建設工事を実行する環境条件を決定する。工場の規模や活動範囲に応じて、そのような決定を受けるプロセスには隣人や一般市民も参加することができるため、時間がかかる可能性がある。あわせて建設工事開始前までに、例えば、水に関連する許可や木の移動許可等を取得する必要がある。
- 一般的に会社が工場を操業する場合、例えば、環境に関する統合許可（integrated permit）、上下水道や排水などにかかわる水関連許可、ガスや粉塵の排出許可などの操業に関連する許可等を取得する必要がある。これらすべての許可の取得が完了しない限り工場の操業ができないため、工場の操業開始を遅延なく進められるよう時間的な余裕を充分にもって、事前に取得することが必要となる。

会社に対する潜在的なリスク:

- 不動産の新たな所有者である会社は、過去の汚染が発見された場合、その汚染に対処する責任を有する。会社は汚染を調査し、評価する責任があり、例えば、土壌と下層土を潜在的に汚染する可能性がある汚染源を特定し、その土地で行われる活動の種類を変更することが求められる。これに反する場合、会社に対し最大で5万レイ（およそ1万1,000ユーロ）の罰金が科される可能性がある。基本的に、会社は汚染について関連当局へ通知しなければならず、必要な場合は、汚染の浄化と浄化計画の承認決定を申請しなければならない。また、汚染が敷地外に及んだ場合、会社は隣人から民事責任や、場合によっては刑事責任を問われる可能性がある。
- 建設工事中に遵守される環境条件についての環境当局からの決定が存在しない場合、建設許可は発行されない。加えて、会社は工場操業のために必要となる環境関連の許認可を取得することができない。必要とされる環境関連の許認可や決定がない状態での建設工事や工場の操業は、さまざまな罰金の対象となる可能性があり、場合によっては建設工事の中止や工場の停止の命令を受ける可能性もある。

このような状況を回避する方法:

- 工場用地の取得の前に、会社は以下を行う必要がある。
 - 環境コンサルタントと法律の専門家の双方に、対象用地に関する徹底した環境デューデリジェンスを命じるべきである。デューデリジェンスの範囲は過去に当該用地で行われていた産業活動を考慮し、適切な土壌および地下水汚染検査を通じて土地が確実に検証されたことを確認するものでなければならない。これにより、汚染を明らかにし、取引書面に土地の購入者として必要な保証を含めることが可能になる（具体的には、必要となる作業にかかる費用負担を売り手側への請求できるようにするなど）。さらに、デューデリジェンスの結果を通じて、汚染を取り除き浄化すべきであるか、それとも、汚染浄化の放棄のようなルーマニア法上可能なほかのオプションの適用を選ぶべきであるかなど、当該汚染に対してどのように対処するについても決めることができる。
 - 過去に行われていた産業活動も考慮した上で、環境コンサルタントや法律の専門家により、工場の建設と操業に際して要求される許認可を割り出すために分析を行う必要がある。す

すべての許可を取得するためには、数カ月から場合によっては数年かかる場合があるため、このような情報は投資計画のスケジュールを作成する際にも考慮し反映させる必要がある。

このような状況を緩和する方法：

- 民法の観点からは、契約書中に該当する条項がない場合でも、会社は売り手へ浄化費用と（一定の条件のもと）利益の損失についての補償を求めることができる。ルーマニアは民法の適用があるため、両者が契約上に特段の取り決めを行っていない限り、自動的にルーマニア民法の規定が適用されることとなる。
- 過去の汚染が隠れた瑕疵（欠陥）であるとみなされた場合、本事案に適用される規則は以下のとおりとなる。
 - 売り手は、①売却された資産が予定された使用目的に適合しなくなる隠れた瑕疵、もしくは、②買い手がその瑕疵を知っていたのであればその資産を購入しなかったであろう、当該資産の使用や価値を下げる隠れた瑕疵に対して、買い手を保証する。
 - 隠れた瑕疵とは、ルーマニアの立法者によれば、資産の引き渡し時点で、専門的な支援なしに、善良で誠実な売り手により発見されることができなかつた瑕疵と解される。
 - 売り手は契約締結時点で買い手が知っていた瑕疵については保証しない。
 - 買い手は売り手に対して、状況に応じて定められた合理的な期間内に過去の汚染について通知しなければならず、その期間経過後についてはいかなる請求を行う権利も失うことになる。
 - 場合によって、売り手による隠れた瑕疵の修補や費用の負担、適切な価格への値下げや売却の取り消しを保証することができる。

事例研究 No. 11

ルーマニア企業を買収する際の法務デューデリジェンスの重要性について

事案:

とある会社は最近、ルーマニアで事業を買収した。交渉中、買い手は会社の状況について限定的な情報しか提供されず、書類も十分に提出されなかったため、特に、現地規制の遵守について懸念があった。

買収後、開示されていなかった情報や一部の提供済みの情報が不正確であったことが判明したことから、買い手である会社はそのルーマニア事業のビジネスを守るため、状況の是正に際して甚大な財政的損害を被った。このような場合、買い手はどのように損害を見越し、売り手に対して状況の是正を要求できるのか。

根拠条文:

- ルーマニア民法（法令 2009 年 287 号法）

法的背景:

- 買収の形式にかかわらず、会社は買収予定のルーマニアの事業に関して、法務デューデリジェンスを行うべきである。また、法務デューデリジェンスの仕方や重要度を決定する上で、取引方法（株式譲渡／事業譲渡）は重要な要素となる。
- 原則として、法務デューデリジェンスは対象会社の企業構造、資産に対する法的所有権を含む不動産に関する事項、対象会社の契約上および財政上の義務とその履行状況、労務関連事項、知的財産権や IT に関連する事項、規制やコンプライアンス関連事項、現在係争中や保留中の訴訟、対象会社が関連するほかの法的手続き、等をカバーする。
- デューデリジェンス・レポートの結果から、買い手は取引書面を作成する売り手との交渉時に、対処が必要な事項についての情報を得ることができる。
- それとは別に、税務監査も実施されるべきであり、対象会社のビジネスによっては、技術／環境面の確認や地籍の確認も必要となる。

会社に対する潜在的なリスク:

- デューデリジェンスの実施するにあたり、買い手はデューデリジェンス活動の一部として開示された書類を確認し、それが十分なものであるかどうか、法務や税務の専門家に確認すべきである。
- 上記事案では、売り手が、対象会社の現地規制の遵守に関する重要な情報と書類を開示していなかったことから、買収取引完了後に法的訴訟を引き起こす可能性がある。

- 買い手は潜在的な損害や財政的な損失を被るリスクを軽減するために、売り手が対象会社に関する情報を適切に公開しなかった場合の補償に関する条項を取引書面に含めるべきである。

このような状況を回避する方法：

- 適切な事実の表明および保証を取引書面に含めるべきである。また、買い手を対象会社に関する真実の不足／除外から保護するため、適切な補償に関する条項も売買契約書に含めるべきである。。
- 加えて、上記事案のようなケースにおいて、取引書面がルーマニア法に準拠している場合、買い手にとって対象会社が法的規制を遵守していることが売買契約に署名するための本質的な要素であり、売り手がこのような遵守が買い手にとって不可欠な要素であったことを認識していた場合、ルーマニア民法により買い手は売買契約／取引書面の無効の申し立てができる。